改正後	改正前
24　23の欄は、次によること。 ［(1)～(7)　略］ (8)　22の欄の事項について、23の表の右欄の注により別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄は、別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。 (9)　［略］ ［25～32　略］	24　［同左］ ［(1)～(7)　同左］ ［新設］ (8)　［同左］ ［25～32　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

（放送法施行規則の一部改正）

第三条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の更新の申請） **第七十四条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる基幹放送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。 一　地上基幹放送　別表第六号から別表第九号までの様式による書類 ［二　略］	（認定の更新の申請） **第七十四条**　［同上］ ２　［同上］ 一　地上基幹放送　別表第六号から別表第十号までの様式による書類 ［二　同上］
別表第七の一号（第65条第１項関係） ［第１　略］ ［表略］ ［注１　略］ 注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注１の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。 ［(1)～(8)　略］ (9)　別紙(9)は、放送番組表及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。 ア　放送番組表 (ｱ)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合 A　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載	**別表第七の一号**（第65条第１項関係） ［第１　同左］ ［表同左］ ［注１　同左］ 注２　［同左］ ［(1)～(8)　同左］ (9)　［同左］ ア　［同左］ (ｱ)　［同左］ A　［同左］

曜日／時刻	月	火	水	木	金	土	日
計							

合計 時間　分（　分） ※字幕付与可能な１週間の放送時間 時間　分（　分）	備考 字　時間　分 （　分）　％ 解　時間　分

曜日／時刻	月	火	水	木	金	土	日
計							

合計 時間　分（　分）	備考 字　時間　分 （　分）　％ 解　時間　分